

## ④ 飲食物を贈答した場合の取扱い

**Q** : 飲食物を贈答した場合の費用は、飲食交際費として取り扱われますか？

**A** : 飲食物の贈答費用は、5,000円基準の対象となる飲食交際費に該当せず、本来の交際費等になります。

### 【解説】

平成18年4月1日以後開始する事業年度においては、飲食その他これに類する行為のために要する費用のうち、1人当たり5,000円以下のものについては、交際費等に含めなくてよいこととなりました。

飲食その他これに類する行為のために要する費用とは、通常行われる得意先等に対する接待にかかる飲食費用のほかに、得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して差し入れられる弁当などが対象になりますが、この場合には、その弁当が得意先等において差し入れ後相応の時間内に飲食されるであろうと想定されるものでなければなりません。

また、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元や歳暮と変わらないことから、飲食その他これに類する行為には含まれず、こうした贈答費用は本来の交際費等として取り扱われることとなります。

なお、飲食接待の際に贈答品を贈るとした場合のその贈答品の費用は、飲食その他これに類する行為には該当しませんので、金額にかかわらず1人当たり5,000円以下の飲食交際費に含めることはできないとされています。したがって、こうした費用は交際費等として取り扱われることとなります。

